

令和5年度
臨海副都心における自動運転技術を活用した
サービスの構築に関するプロジェクト
公募要領

2023年4月

日本工営株式会社

－ 目 次 －

1.	事業概要.....	1
1.1.	背景・目的.....	1
1.2.	実施スキーム.....	2
1.3.	プロジェクトの実施期間.....	3
1.4.	プロジェクト支援費.....	3
2.	募集対象.....	4
3.	応募要件.....	5
4.	企画提案書の内容.....	7
5.	応募手続.....	9
5.1.	公募内容に関する個別説明（希望者のみ）.....	9
5.2.	希望票の作成、提出.....	10
5.2.1.	希望票の作成.....	10
5.2.2.	提出書類.....	10
5.2.3.	希望票の受付期間.....	10
5.2.4.	希望票の提出.....	10
5.3.	企画提案書の作成、提出.....	11
5.3.1.	企画提案書の作成.....	11
5.3.2.	提出書類.....	11
5.3.3.	企画提案書の受付期間.....	11
5.3.4.	企画提案書の提出.....	11
5.4.	希望票や企画提案に関する質問.....	12
6.	プロジェクト実施に係る役割分担の考え方.....	13
7.	企画提案の評価基準.....	15
8.	選定の流れ.....	18
8.1.	選定スケジュール.....	18
8.2.	一次選定の実施.....	18
8.3.	企画提案審査会の開催（プレゼンテーションの実施）.....	19
8.4.	プロジェクトの選定結果の通知.....	19
9.	応募にあたっての留意事項.....	20
10.	事業プロモーターの企業情報.....	21

1. 事業概要

1.1. 背景・目的

臨海副都心については、国際的な観光拠点である台場地区・青海地区や東京ビッグサイトを中心としたコンベンションゾーンである有明南地区など、多数の魅力ある拠点が形成されており、まちの魅力を更に高め、賑わいを創出するためにも、回遊性向上が求められています。

また、ベイエリアは、スマート東京の先行実施エリアの一つであり、令和2年(2020年)2月より「スマート東京実施戦略」で、臨海副都心では「デジタルテクノロジーの実装」と「スタートアップの集積」を推進する「Digital Innovation City」に向けた取組を進めています。

他方、自動運転システムは、地域間の回遊性向上や交通制約者の移動支援、深刻化するドライバー不足への対応など、多くの社会的課題を解決できるポテンシャルを持っており、東京都においても、『『未来の東京』戦略』(令和3年3月)で、令和7年(2025年)の無人自動運転による移動サービスの実現を政策目標として掲げるとともに、「スマート東京実施戦略」では、自動運転の実用化により、東京都の課題解決を目指しています。

こうしたことから、都は令和3年度(2021年度)にシンボルプロムナード公園内にて、令和4年度(2022年度)にシンボルプロムナード公園内及び公道にて自動運転技術の実証を行いました。

この度、日本工営株式会社は、「令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関する業務委託」を東京都から受託し、令和5年度(2023年度)中に実施する自動運転技術を活用したサービスの実証による事業化の検討及び自動運転技術実装の促進に係る取組に関する事業プロモーターを務めることとなりました。

本事業では、臨海副都心エリアにおけるまちの魅力向上に資する自動運転技術の実装に向けたプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を計2件公募します。

このプロジェクトは、臨海副都心エリアの都有地または公道をフィールドとし、自動運転サービスの事業化に向けた課題抽出、採算性やニーズの分析等による移動制約者等の移動手段の確保や、インバウンド需要へ対応するための地域間の回遊性の向上による賑わいの創出等といった臨海副都心エリアの課題解決に向け、プロジェクトを通じて、自動運転技術を活用した事業化の可能性を探り、自動運転技術の実装を促していくことを目的として実施するものです。

また、本プロジェクトは令和7年(2025年)のサービス実装を目標とし、主に都有地をフィールドとしたもの、公道をフィールドとしたもの、各1件ずつプロジェクトを募集します。なお、両プロジェクトは、継続的な検討による知見の蓄積のため、最大2カ年での取り組みとして募集します(別紙1参照)。

1.2. 実施スキーム

本事業における事業実施者は、事業プロモーター（日本工営株式会社）の支援のもと、自動運転技術を用いたサービス実証プロジェクトの企画提案、実施、評価検証を行います。

プロジェクトの実施スキームは、図 1 のとおりです。

また、表 1 のとおり、都用地プロジェクトは企画提案、車両手配・運行を含む実証実験の実施、検証・評価のプロジェクト全体を担うものとして募集します。公道プロジェクトは、主として運行ルートの検討や実証実験での車両手配、運行を行うものとして募集します。

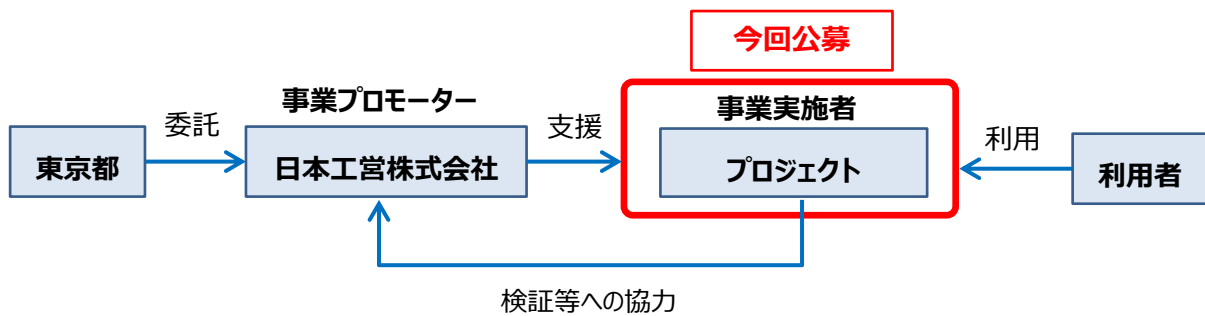


図 1 プロジェクトの実施スキーム

表 1 役割分担の概要

	事業プロモーター	事業実施者
都用地	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの募集・選定、課題解決等に係る支援 法的課題、ニーズ、事業継続性の検証等 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの企画提案 プロジェクトの実施 プロジェクトの検証
公道	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの募集・選定、課題解決等に係る支援 プロジェクトの方針策定 プロジェクトの運営支援 プロジェクトの検証 法的課題、ニーズ、事業継続性の検証等 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの企画提案（ルート、車両、運行頻度等） プロジェクトの実施 プロジェクトの検証に係る支援

1.3. プロジェクトの実施期間

今年度のプロジェクトの実施期間は、合計2週間以上を予定しています。

選定後、事業実施者は、準備が整い次第、令和6年(2024年)2月までを目途に今年度のプロジェクトを実施します。

今回の公募では、令和7年度(2025年度)の実装を見据えた2カ年(2023年度~2024年度)計画のプロジェクトを募集します。なお、令和6年度(2024年度)のプロジェクトで実施する実証実験の期間・実施時期・内容については、採択後に東京都及び事業実施者間で協議して決定することとします。

今年度のプロジェクトについては、令和6年(2024年)3月上旬までに今年度の成果報告書を提出いただきます。応募の際に各年度及びプロジェクト全体のゴールを明示するとともに、各年度の当初に当該年度の所要費用及び成果に関する計画を提出し、3月上旬までに当該年度の成果報告書・経費実績を提出してください。

1.4. プロジェクト支援費

今年度のプロジェクト支援費は、最大総額4,000万円程度(税込)を予定しています。原則として、主に都有地で実施するもの1件、公道で実施するもの1件の合計2件程度のプロジェクトを選定し、プロジェクトの内容に応じて、事業プロモーターが配分します。

2. 募集対象

臨海副都心エリアや臨海副都心エリアを拠点としてその周辺地域を結ぶルート（別紙2・3参照）において、回遊性の向上や賑わいの創出につながる移動サービスなど、まちの魅力向上に資する自動運転技術を活用したサービスの実証プロジェクトを募集します。

プロジェクトは、技術実証のみを目的とせず、エリア内の事業者との連携を含め、サービスの実証にとまらない事業化の可能性を検証することで、臨海副都心における自動運転技術の実装を促すことができるプロジェクトを募集します。

具体的には、現行法制度のもと、地域の回遊性を向上させ効果を検証することができるプロジェクト、まちづくり協議会や商業施設など地域と連携し自動運転車両の導入が想定できるプロジェクト、旅客自動車運送事業・貨物自動車運送事業等の現実の事業としての運営開始が可能なプロジェクト、事業者自らが期間を明示して現実の事業運営開始を記者発表可能なプロジェクト等を対象とします。

表 2 にプロジェクトのテーマの一例を示します。表 2 に示すテーマ以外のプロジェクトも募集します。

表 2 プロジェクトのテーマの一例

	テーマ	プロジェクトの意義
賑わい創出・観光	観光施設、イベント会場、スポーツ施設等への来訪者の輸送サービス	交流人口の拡大、短距離移動の効率化、賑わいの創出
	クーポン等と組み合わせた観光周遊サービス	交流人口の拡大、賑わいの創出、観光消費の誘発、施設間移動の活発化
	AR/VR と連動した体験型観光コンテンツ	エンタメ性の向上、交流人口の拡大、賑わいの創出
	自動運転と先端技術の融合によるモビリティサービスの拡張	エンタメ性の向上、スタートアップの集積
	対象エリアにおける都市開発と連動した次世代技術の提供	エンタメ性の向上、賑わいの創出、スタートアップの集積、地域の価値向上
地域公共交通	自動運転シェアリングサービス	自動車の削減、エリア内移動の活発化、エリア内の短距離移動の効率化、バリアフリー
	自動運転の効果的な運行による移動の支援	繁忙期（土日祝日：観光客）と閑散期（平日：ビジネス客）で対象を分け、効果的な運行による早期の事業化
	駅端末交通の提供（既存バス路線の高度化や置換え）	自動車の削減、移動コストの削減、外出支援
	持続可能な公共交通のあり方	運賃収入以外の採算性確保、商業施設や宿泊先等との連携による採算性確保
	公共交通空白地における移動の支援	臨海副都心エリアとその周辺の東京都施設や拠点を結ぶ移動手段の確保

3. 応募要件

プロジェクトの応募要件を以下に示します。複数の事業者等が共同で応募する場合はいずれかの事業者等が要件を満たしていることとします。

- 1) 臨海副都心の「対象エリア」内（別紙2・3参照）でプロジェクトを実施すること。
 - 2) 「対象エリア」内であれば、「運行想定エリア」（別紙2・3参照）以外で実施するプロジェクトの応募も可能とする。
 - 3) 臨海副都心を含むエリアでの事業化を目指し、まちの魅力向上に資するサービスを実証するプロジェクトであること。併せて、人の流動を把握し、「回遊性」「賑わい」の変化を定量的に評価する取組を含めたプロジェクトであること。
 - 4) 臨海副都心エリア内に存在する事業者等一社以上と連携し、自動運転の運行を通じて地域の賑わいを創出することを目指すプロジェクトであること。
 - 5) 公道を主な走行ルートとする場合は、テストフィールドや公道等で「自動運転技術を有する自動車」の走行実績を有し、当該車両を調達又は手配して令和6年（2024年）2月までを目途に実証が可能な事業者等であること。「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のことをいう。
 - 6) 公道を主な走行ルートとするプロジェクトに用いる車両は、原則として道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車とする。現時点で型式認証や車検等に適合しない車両を本プロジェクトで使用する場合は、将来の適合予定時期を明示したうえで、十分な安全措施を講じること。
なお、都有地におけるプロジェクトに用いる車両は、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車に限らない。
 - 7) 都有地を道路運送車両法第2条に規定する道路運送車両を用いて走行する場合、プロジェクト実施に用いる車両はナンバープレートを取得している、あるいはプロジェクト実施までに取得が見込める車両であること。
 - 8) 充電設備や停留所などの、運行に必要な設備等の準備・手配・調整等は事業者で行うこと。
 - 9) 自動運転技術を有するだけでなく、移動サービスや輸送サービスまたはそれらに関連するサービスが提供できる事業者であること。
 - 10) プロジェクトの実証期間は、都民が体験する機会も含め、十分な期間を確保すること。
 - 11) 東京都からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
 - 12) 国や他自治体からの委託や助成等を受けている場合には、費用の使用範囲を明確に分けること。
 - 13) プロジェクト実施にあたり、関係法令を遵守し、事業の安全性を確保すること。
 - 14) プロジェクトの実施を適切に行うこと。
 - 15) プロジェクト実施は、事業実施者の責任で行うこと。プロジェクト実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、事業実施者がその費用を負担するものとする。また、事業実施者は、プロジェクトの実施において、参加者等に傷害が生じ
-

た場合に備え、保険に加入すること。

- 16) 事業プロモーターの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第58号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）が含まれるプロジェクトではないこと。
- 17) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限や使用予定車両の事故等、不測の事態を想定したスケジュールが設定されているプロジェクトであること。
- 18) 今後の自動運転移動サービスの実現に向けた知見とするため、実証に関連するデータ提供へ協力すること（原則としてローデータに近い形での提供を行うものとし、具体的な内容については、採択決定後に個別に調整すること）。
- 19) プロジェクトの実施にあたり、利用者・周辺事業者等へ十分な期間の事前周知を実施すること。
- 20) プロジェクト実施後、事業実施者で原状復旧を行うこと。
- 21) 公道における実証は、警察庁の示す「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」を踏まえて行うこと。

4. 企画提案書の内容

表 3 の内容に基づき企画提案書を作成してください。

表 3 企画提案内容

大項目	小項目	記載内容	都有地	公道
0.企画提案者の情報		・主体的に参画するすべての事業者の情報	○	○
1.プロジェクトのテーマ	1-1.テーマ名	・賑わい創出、観光、地域公共交通など、具体的に設定	○	○
	1-2.テーマの説明	・テーマの内容、テーマ設定の理由等を説明	○	○
2.プロジェクトの目的		・プロジェクトを通して実現する将来像、検討する新たなモビリティサービスや解決する社会課題等を具体的に記載	○	○
3.プロジェクトの事業化イメージ	3-1.事業化イメージ	・自動運転技術と連携して実施する将来的なサービスビジョン（ビジネスモデルや事業スキームの概要）※都有地プロジェクトのみ対象 ・令和7年度（2025年度）のサービス実装に向けた各年度における実施イメージ及び今年度の実施概要	○	○
	3-2.使用する車両	・使用する車両※とサービスコンセプトとの整合性 ・使用する車両を臨海副都心エリアに導入することで期待できる効果（交通空白地の解消、未来感の創出、など） ※都有地におけるプロジェクトで使用する車両は“道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車”に限定せず、プロジェクトのテーマや目的に適した車両も用いることができる。	○	○
	3-3.事業化に向けた計画の具体性	・実施主体、事業採算スキーム（費用、収益の見込み等）、ビジネスモデル、事業化の目途 ・対象エリア内における将来的な事業化に向けたマネタイズ手法や計画 ・事業化することで地域内において期待できる効果や周辺地域への波及効果（プロジェクトのテーマや目的と重複した内容でも可）	○	
4.事業化に向けたこれまでの取組		・令和4年度（2022年度）以前の取組状況、使用する車両の走行実績、得られた知見や課題等 ・これまでの実績から、臨海副都心エリアにおいて活用できる知見等	○	

大項目	小項目	記載内容	都用地	公道
5.2023 年度 のプロジェクト内容	5-1.プロジェクト内容	<ul style="list-style-type: none"> 将来の事業化を目指すにあたり、令和5年度（2023年度）に予定するプロジェクトの内容 プロジェクトの実施場所及び期間 プロジェクトの実施内容（車両、サービス、走行ルート等） サービスの内容 令和5年度（2023年度）実証において、検証したい内容や、明らかにしたい課題 提案する走行ルートにおいて想定される技術的・法的課題 	○	○
	5-2.安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 実証時の安全対策（対人） 実証時・テスト走行時の安全対策（舗装路面等の対物） 	○	○
	5-3.検証計画	<ul style="list-style-type: none"> 採算性の評価及び課題抽出、検証に向けた調査計画 事業化に向けた評価検証と、情報収集のための調査計画 コロナ禍において人数制限等があった場合にも一定の検証を行うための工夫 【技術的】【事業性】【社会的効果】などの項目ごとの検証計画 	○	○
	5-4.プロジェクトの留意事項	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト実施に向けて想定される留意事項、法制度上の障壁、対応方法 	○	○
	5-5.工程計画	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度（2025年度）のサービス実装に向けたロードマップ 令和5年度（2023年度）のプロジェクト準備、実証実施、検証に関する工程計画 評価検証に向けた調査計画（上記工程計画に含めてもよい） （使用車両の事故等、不足の事態が生じた場合の対応方針や行動指針等を記載。）	○	○
6.プロジェクトの実施体制	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの実施主体、実施体制 ※連名で応募する場合も含め、参画するすべての事業者の情報（会社名、本社所在地、設立、資本金、従業員数、株式市場、事業内容、ホームページ）を記載してください。	○	○	
7.予算計画（経費内訳書）	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト全体に係る費用の概算総額（プロジェクト支援費を含む概算総額） そのうち、プロジェクト支援費で支出する経費についての具体的な内訳 	○	○	
8.その他	<ul style="list-style-type: none"> その他記載事項があれば自由に記載 	○	○	

5. 応募手続

プロジェクトの応募（企画提案の応募）にあたり、**事前に希望票の提出が必須**となります。

5.1. 公募内容に関する個別説明（希望者のみ）

公募内容に関する説明を希望する事業者には、事業プロモーターから個別説明を実施します。希望者は電子メールにて申込をしてください。対応期間、連絡先、連絡内容は下記の通りです。

【個別説明対応期間】

- 令和5年（2023年）4月28日（金）～5月9日（火）午前中
※実施日時は、希望者と事業プロモーター間で個別に日程調整をして決定します。
※土日祝日は対象外とします。

連絡先：事業プロモーター（日本工営株式会社）

メール送付先：ml-rinkaifukutoshin@dx.n-koei.co.jp

メール件名：令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト個別説明申込

メール本文：希望者の会社名・部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号、希望日時（第3希望まで）

5.2. 希望票の作成、提出

5.2.1. 希望票の作成

様式1に示す希望票に必要な事項を記入してください。

5.2.2. 提出書類

- ①希望票（PDF ファイル）
- ②企画提案提出者の概要を示す資料（会社パンフレット、事業経歴書等）（PDF ファイル）

5.2.3. 希望票の受付期間

令和5年（2023年）4月28日（金）～

令和5年（2023年）5月9日（火）16時00分まで

5.2.4. 希望票の提出

希望票は、電子メールでの提出をお願いします。メール件名を「令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト希望票の送付」と記載の上、連絡先（会社名（部署名）、氏名、電子メールアドレス、電話番号）を本文に明記し、①希望票、②企画提案提出者の概要を示す資料を添付してください。

希望票の提出先：事業プロモーター（日本工営株式会社）

メール送付先：ml-rinkaifukutoshin@dx.n-koei.co.jp

メール件名：令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト希望票の送付

メール本文：希望票提出者又は企画提案提出者の会社名・部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号等

メール添付：①希望票、②企画提案提出者の概要を示す資料
（メール添付は最大10MBまで）

5.3. 企画提案書の作成、提出

5.3.1. 企画提案書の作成

プロジェクトの実施場所に応じて、前記「4. 企画提案書の内容」に示す内容で企画提案書を作成してください。

○規格はA4サイズ、縦・横どちらでも可。

○フォーマットは自由（参考フォーマットとして様式2（PowerPoint版）を提供）。

5.3.2. 提出書類

①企画提案書（PDFファイル）

②経費内訳書（PDFファイル）

5.3.3. 企画提案書の受付期間

令和5年（2023年）5月10日（水）～

令和5年（2023年）5月19日（金）16時00分まで

5.3.4. 企画提案書の提出

企画提案書は、電子メールでの提出をお願いします。メール件名を「令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト企画提案書の送付」と記載の上、連絡先（会社名（部署名）、氏名、電子メールアドレス、電話番号）を本文に明記し、企画提案書の電子ファイルを添付してください。

電子メールで送付する際、添付ファイルサイズを10MB以内に収めて頂くようご協力をお願いします。なお、受付期間終了後の差替えは出来ません。

企画提案書の提出先：事業プロモーター（日本工営株式会社）

メール送付先：ml-rinkaifukutoshin@dx.n-koei.co.jp

メール件名：令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト企画提案書の送付

メール本文：企画提案提出者の会社名・部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号等

メール添付：①企画提案書、②経費内訳書
(メール添付は最大10MBまで)

5.4. 希望票や企画提案に関する質問

希望票や企画提案しようとするプロジェクトの内容、企画提案書類の作成方法等の質問を受け付けます。

質問の受付期間は、以下の通りとします。

令和5年（2023年）4月28日（金）～

令和5年（2023年）5月9日（火）16時00分まで

質問は、電子メールで受け付けます。電子メール件名を「令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクトの提案に関する質問事項」と記載の上、質問事項を簡潔に整理し、連絡先（会社名（部署名）、氏名、電子メールアドレス、電話番号）を本文に明記してください。

質問先：事業プロモーター（日本工営株式会社）

メール送付先：ml-rinkaifukutoshin@dx.n-koei.co.jp

メール件名：令和5年度臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクトの提案に関する質問事項

メール本文：質問者の会社名・部署名、氏名、電子メールアドレス、電話番号、質問事項等

なお、質問内容とその回答については、随時特設ホームページ上で公開します。

特設ホームページ：<https://autonomouscar-tokyo.jp/>

6. プロジェクト実施に係る役割分担の考え方

プロジェクト実施に係る役割分担の考え方は以下のとおりです。

表 4 プロジェクト実施に係る役割分担の考え方（都有地）

段階	事業プロモーター	事業実施者
公募、選定	<ul style="list-style-type: none"> ・公募及び選定の実施 ・説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資料の作成 (応募資料作成に係る費用はプロジェクト支援費には含まれない)
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの実施支援（警察協議、関係機関との調整等のサポート、アドバイス）（事業実施者との調整により決定） ・プロジェクトの実施準備に関する工程監理 	<p>※下記費用について、プロジェクト支援費を元に支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの方針策定 ・ルート、パラメータの設定等の調整 ・車両の手配 ・必要な安全対策（警備員の手配等）の実施 ・サービス実証に必要なシステムやアプリケーションの準備 ・その他、プロジェクトの準備に係る費用
プロジェクト実施	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの運営補助 ・必要な調査の実施（事業実施者との調整により決定） 	<p>※下記費用について、プロジェクト支援費を元に支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの運営 ・検証に必要なデータ収集 ・その他、プロジェクトの実施に係る費用
プロジェクト検証	<ul style="list-style-type: none"> ・検証の実施（事業実施者と連携） ・検証結果に対する意見照会 ・法的課題、ニーズ、事業継続性の検証等 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証の実施（事業プロモーターと連携） ・検証に必要なデータの提供協力例） 需要把握に関するデータ 事業化に関するデータ ・検証結果に対する評価、意見交換

表 5 プロジェクト実施に係る役割分担の考え方（公道）

段階	事業プロモーター	事業実施者
公募、選定	<ul style="list-style-type: none"> ・公募及び選定の実施 ・説明会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資料の作成 (応募資料作成に係る費用はプロジェクト支援費には含まれない)
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの方針策定 ・プロジェクトの実施支援（警察協議、関係機関との調整、アドバイス）（事業実施者との調整により決定） ・プロジェクトの実施準備に関する工程監理 	<p>※下記費用について、プロジェクト支援費を元に支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート、パラメータの設定等の調整 ・車両の手配 ・必要な安全対策（警備員の手配等）の実施 ・車両運行に必要なシステムやアプリケーションの準備 ・その他、プロジェクトの準備に係る費用
プロジェクト実施	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの運営支援 ・必要な調査の実施（事業実施者との調整により決定） 	<p>※下記費用について、プロジェクト支援費を元に支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの運営 ・検証に必要なデータ収集 ・その他、プロジェクトの実施に係る費用
プロジェクト検証	<ul style="list-style-type: none"> ・検証の実施（事業実施者と連携） ・検証結果に対する意見照会 ・検証結果に対する評価、意見交換 ・法的課題、ニーズ、事業継続性の検証等 	<ul style="list-style-type: none"> ・検証の支援（事業プロモーターと連携） ・検証に必要なデータの提供協力 例) 需要把握に関するデータ 事業化に関するデータ

7. 企画提案の評価基準

プロジェクトの選定にあたっては、都有地・公道それぞれにおいて、以下の評価基準に基づき、有識者等で構成される企画提案審査会にて総合的に評価を行います。

表 6 企画提案の評価基準（都有地）

項目	評価基準
①発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度のプロジェクトを踏まえたものとなっているか（昨年度における課題の解決、技術の高度化 等） ・自動運転のほか、事業化に有効な AI、5G、IoT 等の先端技術の導入や MaaS、コネクティッドとの連携等について考えられているか（汎用性、事業者/利用者のメリット、高度化、自動運転の効果を促進できるか等） ・商業施設やエンターテインメントなど対象エリアの特徴と次世代技術の融合が図られているか
②具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの目的が明確か（東京都が想定している課題解決・目的に沿ったものか 等） ・事業性の計画やその検証に向けた計画が適切か（損益計算が示されているか、事業費の考え方が具体的か、検証に使用するデータ及び採取方法が明確か 等）
③実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施計画(運行計画、体制構築や工程、経費等)が明確か（関係者の役割分担・プロジェクト実施工程・運行計画が適切か、各役割における担当者が適切に配置されているか 等） ・事業化に向けた調査計画及び検証・評価計画が適切か、また実行が可能なスケジュールとなっているか ・公園等、実施エリアの一般利用者に配慮した計画になっているか ・連携を想定している周辺事業者等の選定理由は適切か。また、実現可能性の高い提案か。 ・事業の実施体制・要員配置が適切に示されており、プロジェクトを円滑に進めることができる提案となっているか ・事業を実施する際の連携・関連組織が明確か（プロジェクトを実施する際に調整や連携が必要な組織や担当者、事業実施主体の窓口が記載されているか 等）
④安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・車両技術に適した走行環境を満たす提案となっているか（技術レベルと比べて安全に走行できる区間か、走行ルート of 耐荷重や路面状況を満たした提案となっているか、あるいは課題が明確に示されているか、具体の現地調査に基づく提案か、車両周辺の歩行者の安全確保 等） ・車内における安全管理方法が適切か（乗車中のケガへの対応、高齢者、幼児等への配慮があるか、サイバーセキュリティへの配慮 等） ・平日と休日の通行状況の差異等、臨海副都心エリアの特性を踏まえた安全対策がなされているか

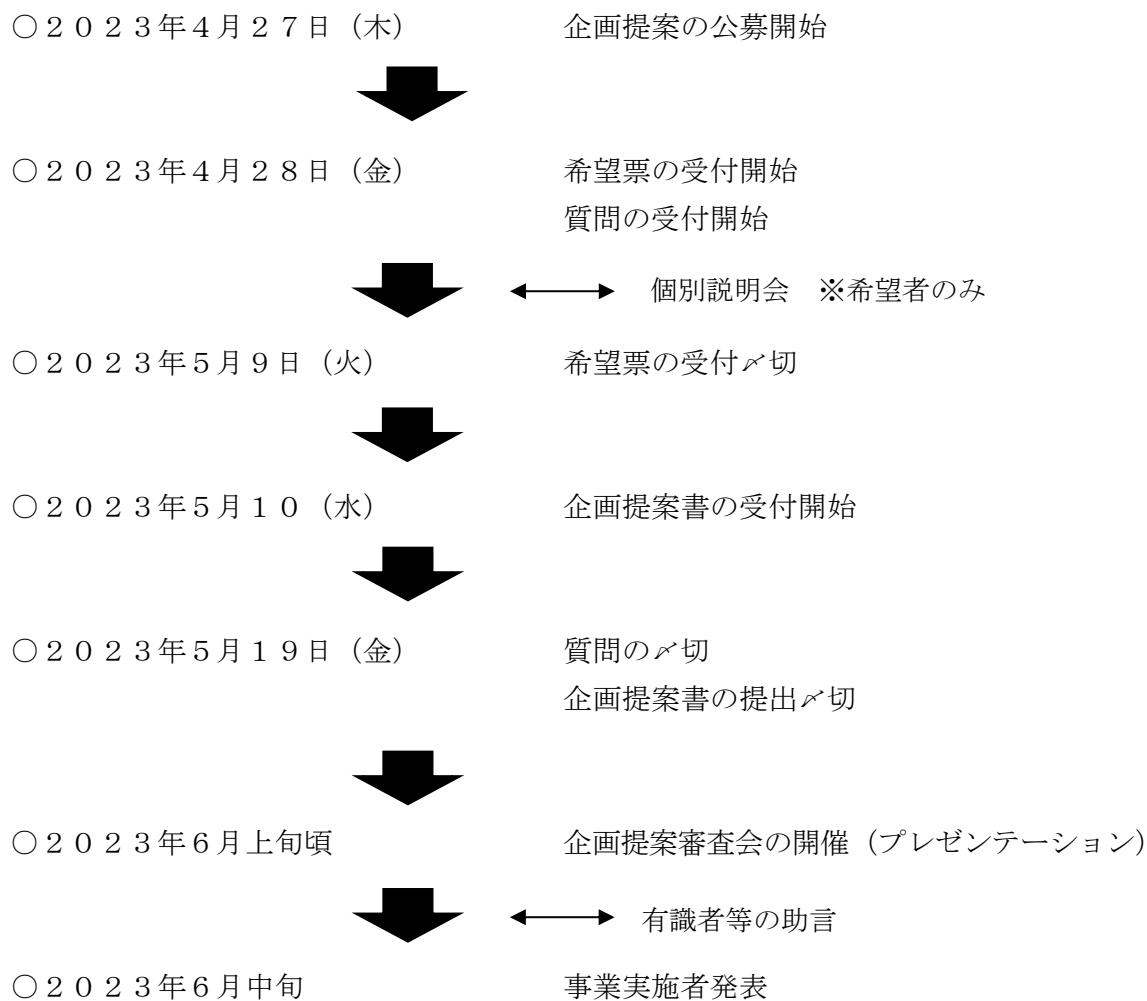
項目	評価基準
⑤継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度(2025年度)の実装に向けたロードマップが的確に示されているか (来年度以降の事業計画等が具体的であり、かつ現実性があるか、具体の現地調査に基づく提案か等) ・これまで事業化に向けた取組を実施してきたか (令和4年度(2022年度)までの検討状況があるか、今後の事業計画を立てているか等)
⑥社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを実施するための広報活動を積極的に行い、社会受容性の向上やプロジェクト実施エリア(公園等)利用者の理解の促進を図る施策が採られているか ・事業性の他、社会実装時の社会的効果を想定しているか (導入した際の社会的効果の記載があるか、歩車共存など社会性インパクトがあるか等) ・将来的なサービスの事業化において、現行法制度に関する課題について記載があるか (走行するうえで、サービスに関連する現行法制度が具体的に挙げられているか等)

表 7 企画提案の評価基準（公道）

項目	評価基準
①具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの目的が明確か (東京都が想定している課題解決・目的に沿ったものか 等)
②実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施計画(運行計画、体制構築や工程、経費等)が明確か (関係者の役割分担・プロジェクト実施工程・運行計画が適切か、各役割における担当者が適切に配置されているか 等) ・公道を走る一般車両や各種交通機関に配慮した計画になっているか(停留所を設ける場合は、原則として事業実施者側で用意すること。) ・事業の実施体制・要員配置が適切に示されており、プロジェクトを円滑に進めることができる提案となっているか
③安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・車両技術に適した走行環境を満たす提案となっているか (技術レベルと比べて安全に走行できる区間か、具体の現地調査に基づく提案か、走行ルートへの耐荷重や路面状況を満たした提案となっているか、あるいは課題が明確に示されているか、車両周辺の歩行者・自動車・自転車等の安全確保 等) ・車内における安全管理方法が適切か (乗車中のケガへの対応、高齢者、幼児等への配慮があるか、サイバーセキュリティへの配慮 等)
④社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実装時の社会的効果を想定しているか (導入した際の社会的効果の記載があるか) ・将来的な公道での自動運転移動サービスの実装において、現行法制度に関する課題について記載があるか (自動運転車両を移動サービスとして走行するうえで考慮すべき現行法制度及びその課題が具体的に挙げられているか 等)

8. 選定の流れ

8.1. 選定スケジュール



8.2. 一次選定の実施

応募者多数の場合、企画提案内容を書類審査し、一次選定を実施する場合があります。

8.3. 企画提案審査会の開催（プレゼンテーションの実施）

企画提案審査会において、プレゼンテーションを実施していただきます。

○企画提案審査会について

提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、臨海副都心における自動運転技術を活用したサービスの構築に関するプロジェクト選定に係る審査を実施することを目的として、有識者等で構成される企画提案審査会を設置します。

○審査方法について

企画提案審査会において、企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の結果に基づき、審査します。

○プレゼンテーションに使用する資料について

提出された企画提案書を、パワーポイント等のプレゼンテーション資料に加工いただいても構いません。

ただし、提出した資料の記載内容の変更、新たな図表等の作成、資料の追加は認めません。

○場所、時間等について

各応募者に対して、事業プロモーターから個別にご連絡します。

8.4. プロジェクトの選定結果の通知

各応募者に対して、事業プロモーターより電子メールにてご連絡します。

9. 応募にあたっての留意事項

- 今後のスケジュール進行にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策等の今般の情勢に鑑み、変更される場合があります。
- 企画提案及び企画提案書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- 企画提案書の内容に係る一切の情報については、プロジェクトの選定のみに利用するものとし、応募の秘密は厳守いたします。
- プロジェクト応募にあたり、車両の使用可能期間（空き状況）の事前確認と、提案エリアにおいて自動運転技術を駆使して自動運転できることを確認したうえで、プロジェクトに応募してください。
- プロジェクト実施にあたり、関係法令を遵守し、事業の安全性を確保してください。
- プロジェクト実施は、事業実施者の責任で行ってください。プロジェクト実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、事業実施者が損害に係る対応及びその費用を負担してください。また、事業実施者は、プロジェクトの実施において、参加者等に損害が生じた場合に備え、保険に加入してください。
- プロジェクト実施の様子が伝わる写真や動画の記録を残すとともに、データ等で提出してください。写真、動画等は、東京都において事業報告や広報等に使用することがあります。
- プロジェクト支援費は来年度以降も同程度を想定しておりますが、来年度以降の支払いを確約するものではなく、各年度における事業規模の確定後、実施費用の支払い有無及び金額を確定することとします。また、来年度以降、実施費用の支払いスキームが変更になる可能性があります。
- 今年度の所要費用が応募時に提出した費用計画より増加した場合でも、業務委託契約金額から増額請求することはできません。また、プロジェクト進行の遅延等により、費用の発生時期が遅れ当年度の所要費用が減額となる場合は、事業プロモーターと事業実施者の間で変更契約を締結する必要があります。

10. 事業プロモーターの企業情報

表 8 事業プロモーターの企業情報

名称	日本工営株式会社
本社所在地	東京都千代田区麴町 5 丁目 4 番地
設立	1946 年 6 月 7 日
資本金	7,517 百万円 (2022 年 10 月 28 日現在)
従業員	6,163 名[連結]、2,663 名[単独]
株式市場	東京証券取引所市場第一部 (サービス : 1954)
事業内容	開発及び建設技術コンサルティング業務ならびに技術評価業務、 電力設備、各種工事の設計・施工、電力関連機器、電子機器、装置 などの製作・販売
ホームページ	https://www.n-koei.co.jp/

(2022 年 10 月 28 日現在)

臨海副都心における自動運転実装に向けたロードマップ

